

独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所職員の  
勤務時間・休暇等に関する細則

平成 19 年 4 月 1 日  
国立文化財機構細則第 11 号

(目的)

第 1 条 この細則は、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する事項について、独立行政法人国立文化財機構職員勤務時間・休暇等規程（以下「勤務時間等規程」という。）及び独立行政法人国立文化財機構職員育児・介護休業規程（以下「育児・介護規程」という。）の細目を定めることを目的とする。

(出勤及び退勤の手続き)

第 2 条 職員は、出勤及び退勤の際に所定の手続きをとらなければならない。

(始業及び終業の時刻等の変更)

第 3 条 勤務時間等規程第 4 条第 1 項及び第 5 条第 2 項及び育児・介護規程第 19 条に基づく始業・終業の時刻及び休憩時間は、次のとおりとする。

| 勤 務         |    | 始 業         | 終 業         | 休憩時間               |
|-------------|----|-------------|-------------|--------------------|
| 育児又は介護を行う職員 | 早出 | 午前 8 時 30 分 | 午後 5 時 15 分 | 午後 0 時から<br>午後 1 時 |
|             | 遅出 | 午前 9 時 30 分 | 午後 6 時 15 分 |                    |

附 則

この細則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 21 年 3 月 27 日に改正し、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。